

第1部 契約総論 第5章 契約の解除

第4節 解除の効果 545-548条

【設例】 解除の効果

Aは、Bとの間でA所有の自動車（甲）を200万円でBに売却する契約を締結した。AとBは、代金200万円のうち、50万円を甲の引渡時に支払い、残りの150万円は半年かけて分割で支払うことを取り決めた。Aは甲をBに引き渡し、Bから50万円を受領したが、その後の支払期日になってもBからの支払いがなく、Bに連絡したが応答がなかった。そこで、Aは、Bとの契約を解除し、甲の返還と引き渡しから今までBが甲を使用したことについての利益分を支払うようBに求めた。これに対し、Bは自らが支払った50万円に利息を付して返還するよう求めてきたほか、Bが甲の塗装に施したコーティングに必要となった費用10万円を支払うよう主張してきた。

[構造・展開]

第1部 契約総論 第5章 契約の解除

第4節 解除の効果 545-548条

【図】 解除と第三者 [研究]

